

徴税強化と抱き合わせの「権利憲章」 国税通則法の「改正」は国民的議論を

税理士／元・税経新人会理事長 関本 秀治

フランスやドイツをはじめ多くの先進諸国では、納税者の権利を守るべく、それぞれ独自の権利憲章を有している。日本でも1975年に全国商工団体連合会が「意見」を発表して以来、納税者の権利保護を求めて多くの市民や団体、また税理士などの専門家が憲章策定に向けて活動してきた。そして2011年度税制改正法案では、「納税者権利憲章」の制定を掲げた国税通則法の改定が盛り込まれた。これまでの運動の成果がようやく実を結ぶかに見えたが、ふたを開けてみれば権利とは名ばかりの、単なる徴税強化法案に過ぎないものであった。長年にわたり権利憲章の実現を求めてきた税理士の一人、関本秀治さんに今回の改正案を解説してもらう。(編)

求められてきた権利憲章

多くの納税者団体が加入する「納税者権利憲章を作る会」では、長年にわたって政府や各政党に対して納税者権利憲章の制定を求めて運動を進めてきました。その要請を受けて、2002年に、当時の民主党、日本共産党、社会民主党の野党3党が共同で、「税務行政における国民の権利利益の保護に資するための国税通則法の一部を改正する法律案」を国会に提出しました。

この法案は、審議未了で廃案となりましたが、その中には、①納税者の行った手続きは誠実に行われたものとして尊重すること、②税務行政は、国民の基本的人権に配慮すべきこと、③税務調査は書面によって事前に通知すべきこと——など、先進国の権利憲章にならった優れた内容を含んでいました。

それから約7年後の総選挙で民主党は、納税者権利憲章の制定を公約の目玉の一つに掲げて政権の座につきました。これにより、あらためてその実現が待たれていました。

そして今年1月、「平成23年度税制改正一括法案」で、納税者権利憲章の制定が盛り込まれた国税通則法の改正が打ち出されました。

裏切られた国民の期待

国税通則法とは、国税の納付義務の成立と確定、納税申告、更正、決定、加算税、延滞税、異議申立てや審査請求の不服申立て等、国税についての基本的かつ共通的な事項を定めた国税に関する基本法というべき法律です(以下「通則法」)。ここに、

ようやく権利憲章の実現が図られるのではないかと期待されました。

しかし、発表された法律案は残念ながら国民の期待を大きく裏切るものだったのです。

確かに、法案の中には「納税者権利憲章の作成」(当初案通則法4条)という文字はありましたが、それは法律事項ではなく国税庁長官の作成する単なる行政文書に過ぎず、述べられるべき納税者の権利は、現行法に定められているものをほとんど出していないものでした。

通則法改正で納税者の権利の拡大につながる規定としては、減額更正の請求期間を現行の1年から5年に延長すること、すべての更正および決定等の不利益処分理由付記を義務付けること——の2点くらいしか見当たりません。それも単なる「改正」ではなく、増額更正できる期間が3年から5年に延びるほか、事業、不動産、山林の各所得を有する者には、所得金額に関わらず全て記帳が義務付けられること(現行では所得300万円超の者に限る。所得税法231条の2)など、理由付記と引き換えに、納税者に不利益な規定と抱き合わせになっているのです。

他に類を見ない調査権の強化

さらに現行では各個別税法に規定されている質問検査権が通則法に統合されるとともに、税務職員の権限は著しく強化されようとしています。

政府や民主党は、この質問検査権の強化について、「現在、調査実務の中で慣行として行われている手続きを法律に明文化するだけ」と説明

していますが、この説明は明らかに誤りであり、ゴマカシです。

現行法では、納税義務者に「質問」し、帳簿書類その他の物件を「検査することができる」とされているだけですが、今回の法案では、帳簿書類その他の物件の「提示若しくは提出を求めることができる」(74条の2～6)とところまで権限が拡大されます。提出要求に正当な理由がなく応じない場合は、不答弁や検査拒否と同様に「1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処」されることになります(127条)。

行政調査においてこれほど強力な権限を認めている法律は他に見当たりません。それほど重大な「改正」であるにもかかわらず、「現行の慣行を法律化したものに過ぎない」という説明は納税者を欺くものです。

また、調査の事前通知についても規定されようとしています(74条の9)。当初案では書面による通知となっていましたが、3党合意による修正案では、「口頭による通知」に格下げされたほか、「事前通知を要しない場合」(74条の10)が規定されます。税務調査は、脱税などの犯罪事件の場合を除いて、もともと任意調査ですし、そのことは質問検査権の規定「犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない」(74条の8)という条文からも明らかです。

仮に犯罪捜査の場合であっても、物件等の提出はあくまでも「任意に提出」されたもの以外は、裁判官の発する令状によらなければ押収することはできません(刑事訴訟法101条[裁判上の領置]、同221条[検察官、司法警察官

等の領置]、国税犯罪取締法は1条)。

任意調査ですから、予告なしの調査は「事前通知を要しない場合」に該当するとしても本来受忍義務は生じません。ただ、このような規定の存在自体が納税者に対する無形の圧力として作用することになります。

これまでの「質問」や「検査」の規定で、税務調査は滞りなく行われてきたのですから、あらためてその権限を拡大する合理的な理由は全く見当たりません。

拙速を避けて仕切り直そう！

1962年の通則法制定当時、前年の政府税制調査会の答申が発表されると中小企業団体や学界、最後には労働組合までが反対にまわり、当時の大蔵省主税局は急きょ声明を発表し、答申に含まれていた次の5項目の立法を断念することになりました。

- ①実質課税の原則、租税回避の禁止等に関する宣言規定
- ②一般的な記帳義務規定
- ③質問検査権の統合的規定と特定職業人の守秘義務の関係規定
- ④資料提出義務違反に対する過怠税
- ⑤無申告脱税犯に関する改正規定

それでも、政府案について「人格のない社団等」の適用関係をめぐって国会は年度末を超えて紛糾し、4月2日成立、4月1日施行という異常事態を招きました。

政府は、その後の税制関連法の改正などを通じてこれらの当初通則法に立法できなかった部分を実現してきましたが、今回の法案で②と③が完了することになります。④は罰則の強化で、⑤は6月の改正ですでに実現しています。①は税法解釈の基準を定めようとしたもので、立法のための指導理念ではありますが、税法解釈の基本原則とすることは租税法律主義を根本から否定しようとするものですから、今後とも立法化は困難だろうといえます。

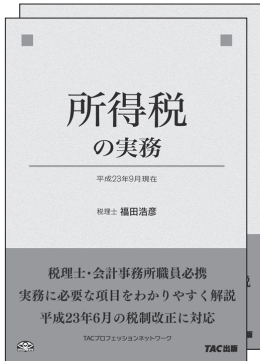
これほど重大な「改正」をまともな審議もしないまま、民主、自民、公明3党の税制調査会での、いわば密室協議によって成立させようとしていることは厳しく追及される必要があります。

予算関連法案でもありませんから、拙速を避けて、今国会での成立は見送り、十分な国民的な討議を行い、世論の動向を反映したところで成立を図るべきものといえます。

税務・会計担当者必携！

TAC出版／TACプロフェッションネットワークの 税務実務書 好評発売中！

税法の実務シリーズ



実務に必要な税法の項目に絞り込み、わかりやすく解説しました。各規定の概要から申告書の見方まで、実務に関する基本的な知識を理解することができます。

所得稅の実務

税理士 福田浩彦 定価2,520円

消費稅の実務

税理士 吉田共明 予定2,520円

法人稅の実務

公認会計士・税理士 伊原健人 定価2,520円

地方稅の実務

税理士 村上満秀・田村豪司 予定2,520円

相続稅贈与稅の実務

税理士 齊藤和助 定価2,520円

平成23年度版

税務コンパクトブック

実務で困ったときにすぐ調べられる一冊



TACプロフェッションネットワーク
定価1,680円

消費稅課否判定要覽

日常の取引を細分化し課否判定を明示



税理士 福田浩彦・相澤博
定価1,890円

税務・会計担当者のための労務知識

基本事項をわかりやすく解説

税理士・社会保険労務士 安田大 予定2,520円

TAC出版

ご購入は、全国書店、大学生協、TAC各校書籍コーナー、TACの販売サイト「サイバーブックストア」(<http://bookstore.tac-school.co.jp/>)、TAC出版注文専用ダイヤル(☎0120-67-9625 平日9:30～17:30)まで

お問合せ：
〒101-8383 東京都千代田区三崎町3-2-18
TEL 03-5276-9492(平日9:30～17:30)